

変動型最低制限価格の取扱いについて

令和 4 年 4 月 1 日

建設工事に係る設計、調査及び測量業務を除く業務委託の入札において、安値入札（ダンピング）の防止等を図るため、最低制限価格の算出方法を次のように定める。

◎ 決定方法は、次の選択肢のうち、算出した額のいずれか大きい額とする。

選択肢① 予定価格の 85% の額（1 未満の端数があるときは、その端数は切り上げる。）

選択肢② 「変動型算出方法」に基づき算出した額

「変動型算出方法」

- (1) 有効応札者の決定
予定価格の 100 分の 85 以上の額で応札をした者を、有効応札者とする。
- (2) 採用枠の決定
有効応札者の 3 分の 1 とし、その数に 1 未満の端数があるときは、その端数は切り上げる。
- (3) 平均値の算出
応札価格の低いものから採用枠の平均値を求める。この場合、1 円未満の端数があるときは、その端数は切り上げる。
- (4) 最低制限価格の算出
(3)により算出した額の 90% の額とする。ただし、1 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

例 予定価格 35,000,000 円で 14 社が応札の場合
予定価格の 85% = 29,750,000 円…選択肢①

No.	応 札 者	入 札 額	変動型算出方法による算出
1	A 社	30,000,000	応 札 14 者 の 3 分 の 1 = 5 社 5 社 平 均 × 90% = 27,684,000 円 …選択肢②
2	B 社	30,500,000	
3	C 社	31,000,000	
4	D 社	31,100,000	
5	E 社	31,200,000	
6	F 社	31,400,000	
7	G 社	31,500,000	
8	H 社	32,000,000	
9	I 社	32,500,000	
10	J 社	33,000,000	
11	K 社	33,500,000	
12	L 社	34,000,000	
13	M 社	34,500,000	
14	N 社	35,000,000	

※ 選択肢①と②を比較し、大きい額が最低制限価格となる。この場合は 29,750,000 円